# 吸収合併に関する事後開示書面

（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面）

2021 年 4 月 1 日

株式会社ユーザベース

2021年４月１日

株式会社ユーザベース
代表取締役　稲垣裕介

# 吸収合併に関する事後開示書面

（会社法第801条第１項及び会社法施行規則第200条に定める書面）

当社は、2020年12月17日付けで株式会社FORCAS（本店所在地：東京都港区六本木七丁目７番７号）及び株式会社INITIAL（本店所在地：東京都港区六本木七丁目７番７号）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2021年４月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社FORCAS及び株式会社INITIALを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第１項及び会社法施行規則第200条に定める事項は以下のとおりです。

１．吸収合併が効力を生じた日

2021年４月１日

２．吸収合併消滅会社における法定手続の経過

（１）差止請求（会社法第784条の２）の手続の経過

株式会社FORCAS及び株式会社INITIALは、当社の完全子会社であったため、株主からの差止請求について該当事項はありません。。

（２）反対株主の株式買取請求（会社法第785条）の手続の経過

株式会社FORCAS及び株式会社INITIALは、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

（３）新株予約権買取請求（会社法第787条）の手続の経過

株式会社FORCAS及び株式会社INITIALは、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

（４）債権者の異議申述（会社法第789条）の手続の経過

株式会社FORCAS及び株式会社INITIALは、2021年２月22日付けで官報に公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いましたが、両社に対して異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収合併存続会社における法定手続の経過

（１）差止請求（会社法第796条の２）の手続の経過

当社に対し株主からの吸収合併の差止請求はありませんでした。

（２）反対株主の株式買取請求（会社法第797条）の手続の経過

当社は、2021年２月22日付けで株主に対する通知に代わる電子公告を行いました

が、株主からの株式買取請求はありませんでした。

（３）債権者の異議申述（会社法第 799 条）の手続の経過

当社は、2021 年２月 22 日付けで官報に公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いましたが、当社に対して異議を述べた債権者はありませんでした。

４．吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日である 2021 年４月１日をもって、株式会社 FORCAS 及び株式会社 INITIAL からその資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継いたしました。

５．会社法第 782 条第１項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙１乃至別紙４のとおりです。

６．会社法第 921 条の変更の登記をした日

2021 年４月 14 日（予定）

７．上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙１

令和 3 年 2 月 22 日

株式会社 FORCAS
代表取締役　佐久間　衡

吸収合併に関する事前開示書面
（吸収合併消滅会社／会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面）

当社は、令和 2 年 12 月 17 日付けで株式会社ユーザベース（本店所在地：東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号）及び株式会社 INITIAL（本店所在地：東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号）との間で締結した吸収合併契約に基づき、令和 3 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、株式会社ユーザベースを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます）を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は以下のとおりです。

１．吸収合併契約の内容
別紙 1 のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項
株式会社ユーザベースが当社及び株式会社 INITIAL の発行済株式の全部を保有しているため、本吸収合併に際して金銭等の交付はありません。

３．新株予約権の対価の定めの相当性に関する事項
該当事項はありません。

４．計算書類等に関する事項
（１）吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等
吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。
（２）吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
（３）吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社及び株式会社 INITIAL のいずれについても該当事項はありません。

6．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

令和元年 12 月 31 日現在の株式会社ユーザベース、当社及び株式会社 INITIAL の資産、負債及び純資産の状況は下表のとおりです。

株式会社ユーザベースについては、資産の額が負債の額を上回っておりますが、当社及び株式会社 INITIAL については、負債の額が資産の額を上回っております。しかしながら、本吸収合併効力発生後の当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後に当社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後における株式会社ユーザベースの債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

| | 資産の額 | 負債の額 | 純資産の額 |
|---|---|---|---|
| 株式会社ユーザベース | 21,321 百万円 | 11,904 百万円 | 9,417 百万円 |
| 当社 | 304 百万円 | 662 百万円 | △357 百万円 |
| 株式会社 INITIAL | 200 百万円 | 222 百万円 | △21 百万円 |

以上

別紙 1

# 吸収合併契約書（写）

株式会社ユーザベース（以下「UB」という）、株式会社 FORCAS（以下「FS」という）及び株式会社 INITIAL（以下「IN」という）は、合併のため、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条　合併の方法並びに合併当事会社の商号及び住所

1　UB、FS 及び IN は、本契約の定めるところに従い、以下の方法で合併する。

（1）UB 及び FS は、UB を吸収合併存続会社、FS を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併①」という）。

（2）UB 及び IN は、UB を吸収合併存続会社、IN を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併②」といい、本合併①と併せて「本合併」という）。

2　UB、FS 及び IN の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）UB（吸収合併存続会社）

商号　株式会社ユーザベース

住所　東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号

（2）FS（吸収合併消滅会社）

商号　株式会社 FORCAS

住所　東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号

（3）IN（吸収合併消滅会社）

商号　株式会社 INITIAL

住所　東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号

第2条　合併に際して交付する株式の数

UB は、本合併に際して、FS 及び IN の株主に対して、株式その他の対価の交付は行わない。

第3条　資本金及び準備金

本合併により、UB の資本金及び準備金の額は増加しない。

第4条　株主総会における承認

UB は、本合併のそれぞれがその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という）の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認決議を経るものとする。但し、FS 及び IN は、会社法 784 条 1 項に定める略式合併手続に

より、本契約に関する株主総会の承認決議を経ることなく本合併を行うものとする。

第5条　合併の効力発生日

本効力発生日は、2021 年 4 月 1 日とする。但し、本合併①若しくは本合併②のいずれか、又は双方の合併手続の進行に応じ、必要があるときは UB、FS 及び IN が協議の上、これを変更することができる。

第6条　善管注意義務

UB、FS 及び IN は、本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ協議して合意の上、これを実行する。

第7条　本契約の解除等

本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の不可抗力により、UB、FS 又は IN の資産又は経営状態に重要な変動が生じたときは、UB、FS 及び IN は協議の上本契約の条件を変更し、又は互いに損害賠償を請求することなく本契約を解除することができる。

第8条　協議事項

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って、UB、FS 及び IN 協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書 1 通を作成し、UB、FS 及び IN の代表者が記名押印の上、UB が原本を、FS 及び IN がその写しを、各 1 通保有する。

2020 年 12 月 17 日

UB：
東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号
株式会社ユーザベース
代表取締役　　稲垣　裕介　　印

FS：
東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号
株式会社 FORCAS
代表取締役　　佐久間　衡　　印

IN：
東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号
株式会社 INITIAL
代表取締役　　佐久間　衡　　印

別紙２

令和 3 年 3 月 26 日

株式会社 FORCAS
代表取締役　佐久間　衡

吸収合併に関する事前開示書面（変更）

（吸収合併消滅会社／会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条第 1 項第 6 号に基づく事前備置書面）

当社は、2021 年 4 月 1 日を効力発生日とする、株式会社ユーザベースを吸収合併存続会社、当社及び株式会社 INITIAL を吸収合併消滅会社とする吸収合併に関し、2021 年 2 月 22 日付けで会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づき、事前開示書面の開示を行いましたが、株式会社ユーザベースに関して、2020 年 12 月期の有価証券報告書が提出されたことに伴い、事前開示書面記載事項の一部に変更が生じましたので、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。

１．吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

株式会社ユーザベースは、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。第 13 期計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

２．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

令和 2 年 12 月 31 日現在の株式会社ユーザベース、当社及び株式会社 INITIAL の資産、負債及び純資産の状況は下表のとおりです。

株式会社ユーザベース及び株式会社 INITIAL については、資産の額が負債の額を上回っておりますが、当社については、負債の額が資産の額を上回っております。しかしながら、本吸収合併効力発生後の株式会社ユーザベースの資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後に株式会社ユーザベースの債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後における株式会社ユーザベースの債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

| | 資産の額 | 負債の額 | 純資産の額 |
|---|---|---|---|
| 株式会社ユーザベース | 12,615 百万円 | 6,098 百万円 | 6,517 百万円 |
| 当社 | 333 百万円 | 745 百万円 | △412 百万円 |
| 株式会社 INITIAL | 413 百万円 | 334 百万円 | 79 百万円 |

以上

別紙３

令和 3 年 2 月 22 日

株式会社 INITIAL
代表取締役　佐久間　衡

吸収合併に関する事前開示書面
（吸収合併消滅会社／会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面）

当社は、令和 2 年 12 月 17 日付けで株式会社ユーザベース（本店所在地：東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号）及び株式会社 FORCAS（本店所在地：東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号）との間で締結した吸収合併契約に基づき、令和 3 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、株式会社ユーザベースを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます）を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は以下のとおりです。

１．吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項

株式会社ユーザベースが当社及び株式会社 FORCAS の発行済株式の全部を保有しているため、本吸収合併に際して金銭等の交付はありません。

３．新株予約権の対価の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

４．計算書類等に関する事項

（１）吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

（２）吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

（３）吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社及び株式会社 FORCAS のいずれについても該当事項はありません。

6．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

令和元年 12 月 31 日現在の株式会社ユーザベース、当社及び株式会社 FORCAS の資産、負債及び純資産の状況は下表のとおりです。

株式会社ユーザベースについては、資産の額が負債の額を上回っておりますが、当社及び株式会社 FORCAS については、負債の額が資産の額を上回っております。しかしながら、本吸収合併効力発生後の当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後に当社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後における株式会社ユーザベースの債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

| | 資産の額 | 負債の額 | 純資産の額 |
|---|---|---|---|
| 株式会社ユーザベース | 21,321 百万円 | 11,904 百万円 | 9,417 百万円 |
| 株式会社 FORCAS | 304 百万円 | 662 百万円 | △357 百万円 |
| 当社 | 200 百万円 | 222 百万円 | △21 百万円 |

以上

別紙 1

# 吸収合併契約書（写）

株式会社ユーザベース（以下「UB」という）、株式会社 FORCAS（以下「FS」という）及び株式会社 INITIAL（以下「IN」という）は、合併のため、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条　合併の方法並びに合併当事会社の商号及び住所

1　UB、FS 及び IN は、本契約の定めるところに従い、以下の方法で合併する。

（1）UB 及び FS は、UB を吸収合併存続会社、FS を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併①」という）。

（2）UB 及び IN は、UB を吸収合併存続会社、IN を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併②」といい、本合併①と併せて「本合併」という）。

2　UB、FS 及び IN の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）UB（吸収合併存続会社）

商号　株式会社ユーザベース

住所　東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号

（2）FS（吸収合併消滅会社）

商号　株式会社 FORCAS

住所　東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号

（3）IN（吸収合併消滅会社）

商号　株式会社 INITIAL

住所　東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号

第2条　合併に際して交付する株式の数

UB は、本合併に際して、FS 及び IN の株主に対して、株式その他の対価の交付は行わない。

第3条　資本金及び準備金

本合併により、UB の資本金及び準備金の額は増加しない。

第4条　株主総会における承認

UB は、本合併のそれぞれがその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という）の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認決議を経るものとする。但し、FS 及び IN は、会社法 784 条 1 項に定める略式合併手続に

より、本契約に関する株主総会の承認決議を経ることなく本合併を行うものとする。

第5条　合併の効力発生日

本効力発生日は、2021 年 4 月 1 日とする。但し、本合併①若しくは本合併②のいずれか、又は双方の合併手続の進行に応じ、必要があるときは UB、FS 及び IN が協議の上、これを変更することができる。

第6条　善管注意義務

UB、FS 及び IN は、本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ協議して合意の上、これを実行する。

第7条　本契約の解除等

本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の不可抗力により、UB、FS 又は IN の資産又は経営状態に重要な変動が生じたときは、UB、FS 及び IN は協議の上本契約の条件を変更し、又は互いに損害賠償を請求することなく本契約を解除することができる。

第8条　協議事項

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って、UB、FS 及び IN 協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書 1 通を作成し、UB、FS 及び IN の代表者が記名押印の上、UB が原本を、FS 及び IN がその写しを、各 1 通保有する。

2020 年 12 月 17 日

UB：
東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号
株式会社ユーザベース
代表取締役　　稲垣　裕介　　印

FS：
東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号
株式会社 FORCAS
代表取締役　　佐久間　衡　　印

IN：
東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号
株式会社 INITIAL
代表取締役　　佐久間　衡　　印

別紙４

令和３年３月 26 日

株式会社 INITIAL
代表取締役　佐久間　衡

吸収合併に関する事前開示書面（変更）

（吸収合併消滅会社／会社法第 782 条第１項及び会社法施行規則第 182 条第１項第６号に基づく事前備置書面）

当社は、2021 年４月１日を効力発生日とする、株式会社ユーザベースを吸収合併存続会社、株式会社 FORCAS 及び当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に関し、2021 年２月 22 日付けで会社法第 782 条第１項及び会社法施行規則第 182 条に基づき、事前開示書面の開示を行いましたが、株式会社ユーザベースに関して、2020 年 12 月期の有価証券報告書が提出されたことに伴い、事前開示書面記載事項の一部に変更が生じましたので、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。

１．吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

株式会社ユーザベースは、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。第 13 期計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

２．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

令和２年 12 月 31 日現在の株式会社ユーザベース、株式会社 FORCAS 及び当社の資産、負債及び純資産の状況は下表のとおりです。

株式会社ユーザベース及び当社については、資産の額が負債の額を上回っておりますが、株式会社 FORCAS については、負債の額が資産の額を上回っております。しかしながら、本吸収合併効力発生後の株式会社ユーザベースの資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後に株式会社ユーザベースの債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後における株式会社ユーザベースの債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

| | 資産の額 | 負債の額 | 純資産の額 |
|---|---|---|---|
| 株式会社ユーザベース | 12,615 百万円 | 6,098 百万円 | 6,517 百万円 |
| 株式会社 FORCAS | 333 百万円 | 745 百万円 | △412 百万円 |
| 当社 | 413 百万円 | 334 百万円 | 79 百万円 |

以上